

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	MCWEL後期高齢者システム IaaS 移行及び端末更新業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	MCWEL後期高齢者システムを第2別館にある物理サーバから県外にあるデータサーバ（IaaS 環境）へ移行させる作業及び端末等セットアップ作業
契 約 期 間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年9月25日
契 約 金 額	6,739,095円
契約の相手方	〔所在地〕京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名 称〕富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選定理由	当該事業者はMCWEL後期高齢者医療システムの製造開発業者である。当該システムの移行及びセットアップ作業はシステム開発元業者である当該事業者しか実施できないため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。